

医療保険課

1 国民健康保険事業

法改正に伴い、平成 30 年度から都道府県が国保保険者となった。都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることとなった。

しかしながら、本市では、平成 30 年度から赤字決算が続き、財政的に極めて厳しい状況であるため、令和 3 年 11 月に国民健康保険財政健全化計画を策定した。将来にわたり安定的な運営が可能となるよう、計画に基づき、財政の健全化を進める。

(1) 国民健康保険被保険者

ア 加入の状況

(令和 5 年 3 月末現在)

市世帯数・市人口		国保加入数		国保加入率 (%)	
世帯	人口(人)	世帯	被保険者(人)	世帯	被保険者
34,459	74,411	10,132	15,526	29.40	20.87

イ 資格の異動

取得		喪失	
区分	被保険者(人)	区分	被保険者(人)
出生	38	死亡	139
転入	551	転出	474
他保離脱	1,986	他保加入	1,639
生活保護廃止	13	生活保護開始	43
後期離脱	0	後期加入	1,199
その他	267	その他	319
合計	2,855	合計	3,813

(2) 国民健康保険税

ア 税率及び賦課割合

税率・金額				賦課割合 (%)			
区分	所得割 (%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割	平等割	合計
医療分	7.6	31,000	23,000	49.0	34.8	16.2	100
後期分	2.6	10,000	7,500				
介護分	2.3	11,000	6,500				

イ 国民健康保険税調定額及び収入額

区分	調定額(円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	不納欠損額(円)	徴収率(%)	
国民健康保険税 合計	1,971,227,361	1,627,463,794	310,956,532	32,807,035	82.6	
現年課税分	計	1,662,245,900	1,566,985,798	94,996,602	263,500	94.3
	一般 医療分	1,155,769,451	1,090,083,599	65,502,659	183,193	94.3
	一般 介護分	123,235,332	115,416,218	7,799,552	19,562	93.7
	一般 後期分	383,241,117	361,485,981	21,694,391	60,745	94.3
滞納繰越分	計	308,981,461	60,477,996	215,959,930	32,543,535	19.6
	一般 医療分	212,988,147	41,688,692	148,866,545	22,432,910	19.6
	一般 介護分	22,018,343	4,309,662	15,389,629	2,319,052	19.6
	一般 後期分	67,077,288	13,129,168	46,883,243	7,064,877	19.6
	退職 医療分	4,176,992	817,663	2,919,341	439,988	19.6
	退職 介護分	1,248,086	244,331	872,279	131,476	19.6
	退職 後期分	1,472,605	288,480	1,028,893	155,232	19.6

(3) 保険給付

ア 療養の給付

件数	日数	費用額(円)	保険者負担金(円)	一部負担金(円)	他法負担金(円)

291,604	373,332	7,427,912,923	5,501,201,757	1,691,789,614	234,921,552
---------	---------	---------------	---------------	---------------	-------------

※保険者負担金は、決算額から第三者納付金及び返納金等を控除している。

イ その他の給付

(7) 療養費

件数	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担金 (円)
7,640	58,080,739	42,737,371	14,118,643	1,224,725

※保険者負担金は、決算額から第三者納付金及び返納金等を控除している。

(i) 出産育児一時金・葬祭費

区分	件数	一件当たり助成額 (円)	支給額 (円)
出産育児一時金	36	420,000 (産科医療補償制度の適用がない場合は408,000)	15,108,000
葬祭費	140	50,000	7,000,000
合計	176		22,108,000

(ii) 高額療養費

件数	支給額 (円)
16,419	820,477,442

※支給額は、決算額から第三者納付金等を控除している。

(iii) 高額介護合算療養費

件数	支給額 (円)
17	339,539

(iv) 傷病手当金

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合において、その療養のため労務に服することができなかった期間、傷病手当金を支給した。

件数	支給額 (円)
42	1,232,946

(4) 保健事業

疾病の早期発見と早期治療を目的として実施している町ぐるみ健診を、より受診しやすくするため、令和4年度から国民健康保険被保険者の特定健診受診料を無料とした。無料化にとまない、特定健診受診券は廃止した。

また、特定健診未受診者に対しては、勧奨ハガキの送付や架電により受診勧奨を行った。

ア 特定健康診査

対象者(人)	受診者(人)					受診率 (%)
	町ぐるみ健診	人間ドック	みなし健診	事業所健診	計	
13,825	4,071 (集団 3,004 個別 1,067)	212	328	138	4,749	34.4

※年度内の国保資格異動者を含むため、法定報告の受診率とは異なる。

イ 人間ドック・脳ドック利用助成(国保)

施設名	コース	助成金(円)	件数	支給額(円)
北播磨総合医療センター	日帰り	24,000	120	2,880,000
	1泊2日	40,000	34	1,360,000
	脳ドック	12,000	6	72,000
北播磨総合医療センター以外の医療機関	日帰り	費用の1/2以内 限度額12,000	67	804,000
	1泊2日	費用の1/2以内 限度額20,000	0	0

	脳ドック	12,000	3	36,000
	合計		230	5,152,000

ウ 健康ポイント事業

18歳以上の国民健康保険加入者を対象に、日々の健康づくりの活動（ウォーキング、健康に関するイベント・健康教室などに参加）の取組をポイント制にし、集めたポイントの合計点数で地元産品などと交換できる健康ポイント事業を実施した。健康ポイントカードを広く配布するため、窓口配布に加えて、5月時点の全ての国保加入世帯に送付した。

健康アプリ事業の実施により、令和5年3月31日をもって事業を終了した。

エ 「みっきい☆健康アプリ」事業

18歳以上の市民を対象に、日々の健康づくり活動の取組をポイント制にし、スマートフォンで記録することでポイントを獲得し、集めたポイントを電子マネーに交換する三木版健康アプリ「みっきい☆健康アプリ」を令和4年10月から開始した。

令和4年度 みっきい☆健康アプリ 新規登録者数 3,762人（令和5年3月末時点）

オ 三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

低迷する町ぐるみ健診の受診率の向上を目的として、民間企業等の協力を得るために「三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定」を新たに1事業者と締結し、8事業者(団体)と受診啓発や情報連携に取り組んだ。

(三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定締結企業等)

第一生命保険株式会社明石支社、生活協同組合コープこうべ第4地区本部、兵庫ヤクルト販売株式会社、兵庫県厚生農業協同組合連合会、吉川町商工会、三木市薬剤師会、マックスバリュ西日本株式会社、株式会社ケーエスケー

(5) 収納率向上対策

国民健康保険税の収納率向上を目指してペイジー口座振替、コンビニ収納、スマホ決済、クレジット決済など、納税しやすい環境を整えている。その中で、納め忘れのない口座振替を推進するため、口座振替となっていない世帯に対し、口座振替申込の勧奨を行った。また「エフエムみっきい」でスポットCM放送を行い、納税勧奨を行った。

(6) 三木市国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、国民健康保険法に基づき、三木市国民健康保険運営協議会を設置している。本年度は本協議会を2回開催した。委員は、三木市国民健康保険条例に基づき、17名（被保険者を代表する委員5人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員5人、公益を代表する委員5人、被用者保険等保険者を代表する委員2人）で構成している。

開催日	内容	出席委員
R4. 8. 18	令和3年度国民健康保険事業報告及び決算見込について 令和4年度国民健康保険事業及び予算について	15人
R5. 1. 26	令和4年度国民健康保険事業の運営状況について 令和4年度国民健康保険事業特別会計の決算見込について 令和5年度国民健康保険税率について 令和5年度国民健康保険事業(案)について 令和5年度国民健康保険事特別会計予算(案)について	14人

(7) 三木市国民健康保険財政健全化計画の一部改訂

三木市国民健康保険財政健全化計画の策定段階では想定していなかった県の施策（県基金や剰余金の一部を納付金財源に投入するなど）により、県に納める納付金額が当初の見込よりも大きく減額となった。そのため、計画の税率まで引き上げる必要がなくなったため、令和5年度の税率を引き下げることにについて三木市国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を得た。それに基づき、計画の一部改訂を行った。

2 後期高齢者医療保険事業

(1) 後期高齢者医療保険制度

老人保健制度に代わり、平成20年4月から開始された制度で、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市が分担して事業を実施している。

広域連合は、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付などを行い、市は、被保険者への保険証の引き渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収などを行った。

また、被保険者の疾病の早期発見、健康保持の増進を図るため、人間ドック等の利用者に費用の一部を助成した。

窓口負担割合について、一定以上の所得を有する方は令和4年10月から2割負担となった。

ア 被保険者の資格

対象者は、75歳以上の者又は広域連合から認定を受けた65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者。

イ 被保険者の状況 (令和5年3月末現在)

市人口 (人)	後期高齢者医療被保険者数 (内、障害認定) (人)	窓口負担割合(人)	加入率 (%)
74,411	14,443 (120)	1割 10,413	19.41
		2割 3,215	
		3割 815	

ウ 資格の異動

取得		喪失	
区分	被保険者 (人)	区分	被保険者 (人)
年齢到達	1,382	死亡	791
転入(県外)	26	転出(県外)	23
転入(県内)	57	転出(県内)	64
生活保護廃止	5	生活保護開始	11
障害認定	10	障害認定の撤回	0
合計	1,480	合計	889

エ 申請の受付

区分	件数
再交付申請	568
基準収入額適用申請	2
限度額適用標準負担額減額認定申請	446
限度額適用認定申請	77
特定疾病申請	24
送付先変更登録	103
資格変更(氏名変更・転居)	87
葬祭費申請	805
高額療養費支給申請	896
高額療養費(外来年間合算)支給申請	7
高額介護合算療養費支給申請	870
療養費支給申請	1,569
保険料減免申請書(通常分)	2
保険料減免申請書(新型コロナウイルス感染症分)	2
新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	2
合計	5,460

(2) 後期高齢者医療保険料

ア 保険料の算出

$$\begin{aligned} \text{年額保険料(上限66万円)} &= \text{均等割額(被保険者一人あたり50,147円)} \\ &+ \text{所得割額(総所得金額等-基礎控除額43万円)} \times \text{所得割率10.28\%} \end{aligned}$$

イ 後期高齢者医療保険料調定額及び収入額

区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	不納欠損額 (円)	徴収率 (%)
特別徴収 現年分	756,277,532	756,277,532	0	0	100.0

普通徴収	現年分	425,007,835	421,571,323	3,407,260	29,252	99.2
	滞納繰越分	8,564,240	2,228,550	3,734,043	2,601,647	26.0
合計		1,189,849,607	1,180,077,405	7,141,303	2,630,899	99.2

(3) 人間ドック・脳ドック利用助成（後期高齢）

施設名	コース	助成金（円）	件数	支給額（円）
北播磨総合医療センター	日帰り	18,000	57	1,026,000
	1泊2日	30,000	19	570,000
	脳ドック	12,000	6	72,000
北播磨総合医療センター以外の医療機関	日帰り	費用の1/2以内 限度額12,000	8	96,000
	1泊2日	費用の1/2以内 限度額15,000	1	15,000
	脳ドック	12,000	2	24,000
合計			93	1,803,000

3 福祉医療事業

(1) 福祉医療

高齢期移行者、重度障害者、子ども、母子家庭等にかかる医療費について、一定の要件のもとに医療費の一部又は全部を助成した。令和4年7月から、子育て世代をさらに支援するため、高校生世代の子どもの入院医療費を無償化した。

ア 福祉医療費助成対象者

制度の種類	対象者	所得制限
高齢期移行	65歳から69歳	① 住民税非課税世帯で世帯全員に所得のない者 ② 住民税非課税世帯で年金収入と他の所得の合計額が80万円以下。ただし、要介護2以上であること。
重度障害者	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級の所持者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満
子ども	0歳児から中学3年生 高校生（18歳に達した年度末まで。ただし、保険診療分の入院医療費のみ。）	なし
母子家庭等	母子家庭・父子家庭の母父、その児童並びに遺児（18歳に達した年度末まで。高等学校など在学习中の場合は、20歳到達月まで。）	児童扶養手当法に基づく所得制限あり
高齢重度障害者	後期高齢者医療制度に加入し、重度障害者医療と同要件の者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満

イ 福祉医療費助成内訳

区分	対象者数（人）	医療費支給額（円）
高齢期移行者医療	132	6,294,301
重度障害者医療	793	119,693,931
子ども医療	8,354	287,608,045

母子家庭等医療	285	11,494,587
高齢重度障害者医療	722	74,228,703
合計	10,286	499,319,567